野尻原地区　経営体育成基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（経営体育成型））における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

１　事業費及び事業費の負担区分の予定

| | | |
|---|---|---|
| 事業費 | 6,257,000 千円 | |
| 国庫負担額 | 3,278,550 千円 | （事業費　55.0%） |
| 県負担額 | 1,639,275 千円 | （事業費　27.5%） |
| | 296,000 千円 | （事務費・工事雑費　100%） |
| 市及び地元負担額 | 1,043,175 千円 | （事業費　17.5%） |
| うち地元負担額 | 245,365 千円 | （事業費（給水栓・散水器具）8.3%） |

２　土地改良法第 91 条第１項の規定による分担金の支払方法

本事業の施行に係る地域の小林市は、県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和 31 年宮崎県条例第 18 号）第３条第３項の規定に基づき、宮崎県が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第３条に規定する資格を有する者に対する分担金の徴収に代えて、小林市から徴収する分担金に相当する部分の費用（１の地元負担額）を、宮崎県に支払う。

３　地元負担の予定基準

小林市は、２により宮崎県に支払う地元負担額を、条例の定めるところにより、本事業の施行地域内の土地につき法第３条の規定する資格を有する者から当該資格に係る土地につき、小林市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成 18 年小林市条例第 176 号）により徴収する。

４　特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき法第３条に規定する資格を有する者は、事業の工事の完了につき法第 113 条の３第３項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して８年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、県営土地改良事業特別徴収金徴収条例（昭和 48 年宮崎県条例第 27 号）の定めるところにより特別徴収金を徴収されることがある。